		Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について																															
		1．就学援助制度の周知方法																															
		(1)就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）												(3)　就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるものの1つに○）						(5)就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものの全てに○）								(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）					
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他（内容を(2)に記入してください）	(2)　(1)のコの内容	ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他（内容を(4)に記入してください。）	(4)　(3)のオの内容・補足事項	ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他（内容を(6)に記入してください。）	(6)(5)のキの内容	ア．目につきやすいウェブサイトや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間給援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
26	26	16	3	9	14	13	17	24	2	4	4	4	0	2	24	0	0	0	22	0	3	0	1	0	0	0	11	1	5	7	1	6
宮崎県	宮崎市	○			○		○	○			○	市外からの転入学児童生徒へもその都度案内配布。			○				○										○	○	○	
宮崎県	都城市	○			○		○	○							○				○										○			
宮崎県	延岡市	○			○		○	○							○				○								○					
宮崎県	日南市	○				○		○			○	市が実施する就学時健診の際に説明会で書類を配布			○				○										○	○		
宮崎県	小林市	○		○	○		○	○							○				○								○					
宮崎県	日向市	○	○	○	○	○		○							○				○													
宮崎県	串間市	○			○	○	○	○							○				○													○
宮崎県	西都市	○			○	○	○	○			○	各学校に対し、制度を書面で通知。市の公式LINEにて情報を発信。			○				○								○			○		○
宮崎県	えびの市	○		○				○							○						○											○
宮崎県	三股町	○	○		○			○							○				○								○					
宮崎県	高原町			○	○	○	○			○					○								○				○	○				
宮崎県	国富町	○			○			○							○				○								○					
宮崎県	綾町	○		○			○	○							○				○													
宮崎県	高鍋町					○		○							○				○											○		
宮崎県	新富町	○	○	○				○		○					○				○													○
宮崎県	西米良村	○				○	○	○						○							○								○	○		
宮崎県	木城町			○		○	○	○							○				○								○					
宮崎県	川南町			○	○	○	○	○							○				○								○		○	○		
宮崎県	都農町				○	○	○	○							○						○											○
宮崎県	門川町	○				○	○	○							○				○													
宮崎県	諸塚村								○						○				○													○
宮崎県	椎葉村			○	○	○	○	○	○	○	○	福祉保健課、社会福祉協議会等からの情報を元に関係機関を通じて困窮世帯への書類を配布		○					○											○		
宮崎県	美郷町	○					○	○		○					○				○								○					
宮崎県	高千穂町				○		○	○							○				○								○					
宮崎県	日之影町						○	○							○				○													
宮崎県	五ヶ瀬町					○		○							○				○								○					

都道府県	市町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																						
		<小学校> (1) 実施・検討状況について						<小学校> (2)(1)のカの内容	<小学校> (3)(1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校> (4)(1)でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									<小学校> (5)(1)でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）												<小学校> (6)(5)のコの内容	<小学校> (7) (4)でア、イ、ウ、エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③(7)の場合）支給時期	<小学校> (8)(1)でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）						<小学校> (9)(8)のエ及びオの内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他（内容を(2)に記入してください。）		ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類に配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他（内容を(7)に記入してください。）			ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務量が増加するから	エ. （入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他（内容を(9)に記入してください。）	
26	26	20	2	4	0	0	0	0	20	0	1	1	0	0	0	0	0	2	4	14	0	3	2	7	12	5	0	1	0	1	2	2	0	0	0	2	1	1	2
宮崎県	宮崎市	○							○											○					○														
宮崎県	都城市	○							○											○					○														
宮崎県	延岡市	○							○											○					○														
宮崎県	日南市	○							○										○							○					○	市が実施する就学時健診の際に説明会で書類を配布								
宮崎県	小林市	○							○										○						○														
宮崎県	日向市	○							○											○			○	○	○	○													
宮崎県	串間市	○							○											○		○			○	○													
宮崎県	西都市	○							○											○		○			○														
宮崎県	えびの市	○							○									○						○															
宮崎県	三股町	○							○										○				○		○														
宮崎県	高原町	○							○											○				○	○														
宮崎県	国富町	○							○										○			○			○														
宮崎県	綾町	○							○											○					○														
宮崎県	高鍋町	○							○											○				○		○													
宮崎県	新富町	○							○											○				○						○									
宮崎県	西米良村		○									○																											
宮崎県	木城町	○							○											○				○															
宮崎県	川南町	○							○									○													○	就学時健診の際、保護者説明会の時間を設け、説明を行っている。								
宮崎県	都農町	○							○											○				○															
宮崎県	門川町		○								○																												
宮崎県	諸塚村			○																																○		就学前保育料・園利用料、給食費用等負担を無料にした。
宮崎県	椎葉村			○																																	○	現在、本会での認定基本の主な条件を「非課税世帯」としていたため、3月中の認定は難しい。
宮崎県	美郷町	○							○											○								○											
宮崎県	高千穂町	○							○											○					○	○													
宮崎県	日之影町			○																															○			
宮崎県	五ヶ瀬町			○																															○			

都道府県	市町村名	＜中学校＞ （1） 実施・検討状況について							＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）								＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるものの全てに○）						＜中学校＞ （6） （5）のエ及びオの内容	3． 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護）							
								＜中学校＞ （2）（1）のカの内容																				（1） 当てはまるもの１つに○をしてください。							（2） （1）のキの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品や学用品その費用を無償化し、ないため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他（内容を（2）に記入してください。）		ア．令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内態手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へ、また場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担から	オ．その他（内容を（6）に記入してください。）		ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他（内容を（2）に記入してください。）	
26	26	20	2	4	0	0	0	0	20	0	1	1	0	0	0	0	0	2	5	13	0	0	0	2	1	1	2	7	0	19	0	0	0	0	3
宮崎県	宮崎市	○							○											○										○					
宮崎県	都城市	○							○											○										○					明らかに家計急変が認められる世帯については、前年度の所得に拘らずに直近の収入状況を基に認定処理を行うものとしている。さらに、認定結果に疑義が生じた場合は協議を行い、、総合的に判断ができるような対応に努めている。
宮崎県	延岡市	○							○											○										○					
宮崎県	日南市	○							○										○									○							
宮崎県	小林市	○							○										○											○					
宮崎県	日向市	○							○											○								○							
宮崎県	串間市	○							○											○										○					
宮崎県	西都市	○							○											○								○							
宮崎県	えびの市	○							○									○												○					
宮崎県	三股町	○							○										○											○					
宮崎県	高原町	○							○											○										○					
宮崎県	国富町	○							○										○									○							
宮崎県	綾町	○							○											○								○							
宮崎県	高鍋町	○							○											○								○							
宮崎県	新富町	○							○										○											○					家計急変にも対応できるように、随時申請を受付している。
宮崎県	西米良村		○									○																		○					
宮崎県	木城町	○							○											○										○					
宮崎県	川南町	○							○									○												○					
宮崎県	都農町	○							○											○										○					
宮崎県	門川町		○								○																			○					
宮崎県	諸塚村			○																					○		給食費用、中学卒業までの医療費負担無料。			○					
宮崎県	椎葉村			○																						○	現在、本会での認定基準の主な条件を「非課税世帯」としているため、３月中の認定は難しい。			○					
宮崎県	美郷町	○							○											○										○					
宮崎県	高千穂町	○							○											○								○							
宮崎県	日之影町			○																				○						○					所得証明と直近3ヶ月分の給与明細書を提出いただき判断する。
宮崎県	五ヶ瀬町			○																				○						○					

		4. 就学援助制度の模擬規定・認定基準について																								5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	(6) (3)で子と回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応										
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由していると思われる者で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)（例：生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等）(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数(倍率)を(4)に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）(係数および自安額を(5)に記入してください。)	テ. その他(内容を(6)に記入してください。)	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			(1) 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		(2) (1)にて「ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ. 反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																										ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない(従前の認定基準を継続)	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他((3)に内容を記載してください。)		年	月	
26	26	20	21	20	20	20	19	17	16	19	19	21	16	21	12	7	5	3	0	3	15	0	3	2	4	8	2	1	1	0	0	7	7	
宮崎県	宮崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.14				○		○							25%未満
宮崎県	都城市																○				1					○						平成25	4	15%未満
宮崎県	延岡市																○				1.09					○						平成25	4	20%未満
宮崎県	日南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.1													25%未満
宮崎県	小林市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.2					○						平成24	4	20%未満
宮崎県	日向市															○					1.2					○						平成24	12	20%未満
宮崎県	串間市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			1			特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額											25%未満
宮崎県	西都市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.1				○			○						15%未満
宮崎県	えびの市															○					1.2					○						平成25	4	15%未満
宮崎県	三股町	○	○	○	○	○	○			○	○	○					○				1.3					○								10%未満
宮崎県	高原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3					○						平成24	12	20%未満
宮崎県	国富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.14				○		○							15%未満
宮崎県	綾町	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○																				20%未満
宮崎県	高鍋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.1				○				○					10%未満
宮崎県	新富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				10%未満
宮崎県	西米良村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			10%未満
宮崎県	木城町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				10%未満
宮崎県	川南町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○			1.1													15%未満
宮崎県	都農町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○	1.1			生活保護の基準額に係数(1.10)を掛けた額を超えた場合でも、世帯の状況を総合的に判断して認定する。			○						平成24	4	5%未満
宮崎県	門川町	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○						○				(世帯の年間所得÷12−児童手当−児童扶養手当−特別児童扶養手当)<(第1級−第2級−障害者加算+母子(父子)加算−児童養育加算−教育扶助基準加算+住宅加算)×1．2											15%未満
宮崎県	諸塚村													○																				0%未満
宮崎県	椎葉村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○				一人親世帯	上記(3)の認定基準とする内容と一人親世帯、学校長の所見と民生委員の所見を総合的に判断し、認定の可否を判断している。										10%未満
宮崎県	美郷町	○	○	○	○	○	○		○			○	○	○																				10%未満
宮崎県	高千穂町		○		○							○		○																				10%未満
宮崎県	日之影町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			10%未満
宮崎県	五ヶ瀬町	○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○																			15%未満

7. 令和4年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1） 費目毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										（5）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	
26	26	26	1	1	7	7	7	17	17	1	0	26	1	1	7	7	7	18	18	0	0	5	2	2	2	2	2	0	0	1	1	26	7	7	14	14	14	5	5	0	0	12
宮崎県	宮崎市	○						○	11,630			○						○	54,060			○			○	40,020	19,789					○			○	22,690	17,306					
宮崎県	都城市	○								○		○						○	54,060													○			○	22,690	13,756					学用品費と通学用品費は「学用品費及び通学用品費」という費目で支給しており、第1学年は9,360円、その他の学年は11,630円が上限額となっている。支給平均額は10,763円。
宮崎県	延岡市	○						○	11,630			○						○	54,060			○			○	40,020	40,020					○			○	22,690	15,019					オンライン学習通信費は実績なし
宮崎県	日南市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	35,245								○			○	22,690	11,951					
宮崎県	小林市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	15,090					
宮崎県	日向市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	14,183					
宮崎県	串間市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	12,225					校外活動費(宿泊を伴うもの)は実績なし。
宮崎県	西都市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	16,995								日本スポーツ振興センター掛金：4月認定者のみ対象
宮崎県	えびの市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	17,159					
宮崎県	三股町	○			○	11,630	11,630					○			○	51,060	51,060															○			○	22,690	9,876					基本、上限額の範囲内での実費。
宮崎県	高原町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,060	54,060															○			○	22,690	22,690					体育実技用具費は、令和3年度実績なし。
宮崎県	国富町	○			○	11,630	11,353					○			○	51,060	51,060															○			○	22,690	16,317					・「校外活動費(宿泊を伴うもの)」は、実績なし。
宮崎県	綾町	○	○	11,647								○	○	51,000																		○	○	21,700								体育実技用具費、校外活動費（宿泊を伴うもの）及び医療費は実績なし
宮崎県	高鍋町	○			○	11,630	11,630					○			○	51,060	51,060															○	○	20,785								・通学用品費については、学用品費と まとめて支給 ・新型コロナウイルスの影響により、宿泊を伴う校外活動が実施されなかった為、実績なし
宮崎県	新富町	○						○	11,630			○						○	54,060													○						○	22,690			
宮崎県	西米良村	○						○	11,420			○						○	20,470													○						○	10,000			
宮崎県	木城町	○						○	11,420			○						○	40,600													○						○	15,000			
宮崎県	川南町	○			○	11,630	11,630					○			○	51,060	51,060															○	○	15,917								
宮崎県	都農町	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	26,184								○			○	22,690	14,047					クラブ活動費及びオンライン学習通信費については、令和3年度の実績なし。
宮崎県	門川町	○			○	11,630	11,564					○			○	51,060	51,060															○			○	21,890	10,772					
宮崎県	諸塚村	○						○	11,630			○						○	51,060			○								○	バス定期補助	○						○	22,690			
宮崎県	椎葉村	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	8,780								
宮崎県	美郷町	○						○	11,630			○						○	27,030													○						○	22,690			町独自に、子ども医療費・給食費の無償化を実施している。校外活動費(宿泊を伴わないもの)についても実施がなかった為、支給実績なし。
宮崎県	高千穂町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	22,690					
宮崎県	日之影町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	0								校外活動費（宿泊を伴わないもの）及び修学旅行費については、認定児童に対象者なし。
宮崎県	五ヶ瀬町	○			○	11,630	11,630					○			○	51,060	51,060															○	○	15,562								

| 都道府県 | 市町村名 | （2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |